

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更新旧対照表（全文）

改正後	現行	備考
<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>1 農業・農村をめぐる現状</p> <p>砺波市は、富山県の西部に位置し、東西14.3km、南北16.2kmで、面積は126.96km²です。北は高岡市、南は南砺市、東は富山市や射水市、西は小矢部市に接しており、一級河川庄川によって形成された勾配の緩やかな扇状地と牛岳から北に向かって連なる鉢伏山を含む庄東山地や芹谷野段丘から成り立っている。</p> <p>市域の東側には、一級河川庄川が南北に貫流し、谷内川、和田川の支流をあわせて高岡市、射水市を経て、富山湾に注いでいる。</p> <p>気候は、その年によって差異はあるものの、平均気温は13.7℃、年間降水量2,230mm（統計期間：1991～2020年）であり、12月から3月にかけて積雪をみる典型的な日本海型の気候である。</p> <p>地域の特徴的な気象としては、春先から5月にかけて日本海を東進する低気圧の影響により、乾燥した強い南風が吹く「フェーン現象」や、移動性の高気圧に覆われ晴天が続く秋の時期に、庄川の谷間をぬって吹き出す強風の「庄川嵐」がある。</p> <p>人口は、47,160人（R5.7.31現在、外国人含む。）であり、市町合併以降暫くはほぼ横ばいで推移していたが、近年は減少傾向にある。</p> <p>散居とチューリップは全国に知られ、この美しい自然の中で農村と工業が一体となって、調和のある経済基盤を築いてきた。</p> <p>農業においては、豊富な水と早くから整備された農業基盤を有効に活用し、水稻を中心とした水田農業が営まれており、水田面積は4,760ha（令和4年度）とほぼ横ばいで推移している。</p> <p>農家数は、1,082戸（令和2年農林業センサス）で前回1,566戸（平成27年農林業センサス）から484戸減少しており、集落営農の組織化や担い手への農地集積が進んだこと等により農家数は減少している。</p> <p>さらに、農業者の高齢化が進んでおり、農業就業人口に占める高齢者（65歳以上）の割合は84.6%と高まってきており、担い手不足が顕在化している。</p> <p>また、担い手への農地集積率は着実に伸びており、令和5年4月における集積率は76%を超えているが、受け手の少ない地域やほ場条件の悪い地域では集積が進まず耕作放棄地の増加が懸念される。</p> <p>農業産出額は、米に大きく依存した構造となっていることから、近年は、米以外の地域振興作物（チューリップ球根、たまねぎ等）との複合経営へ転換を図られた農家も見られるように</p>	<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>1 農業経営基盤をめぐる現状</p> <p>砺波市は、富山県の西部に位置し、東西14.3km、南北16.2kmで、面積は126.96km²です。北は高岡市、南は南砺市、東は富山市や射水市、西は小矢部市に接しており、一級河川庄川によって形成された勾配の緩やかな扇状地と牛岳から北に向かって連なる鉢伏山を含む庄東山地や芹谷野段丘から成り立っている。</p> <p>市域の東側には、一級河川庄川が南北に貫流し、谷内川、和田川の支流をあわせて高岡市、射水市を経て、富山湾に注いでいる。</p> <p>気候は、その年によって差異はあるものの、平均気温は13.4℃、年間降水量2,230mm（統計期間：1981～2010年）であり、12月から3月にかけて積雪をみる典型的な日本海型の気候である。</p> <p>地域の特徴的な気象としては、春先から5月にかけて日本海を東進する低気圧の影響により、乾燥した強い南風が吹く「フェーン現象」や、移動性の高気圧に覆われ晴天が続く秋の時期に、庄川の谷間をぬって吹き出す強風の「庄川嵐」がある。</p> <p>人口は、49,536人（H26.7.31現在、外国人含む。）であり、市町合併以降10年となるが、ほぼ横ばいで推移している。</p> <p>散居とチューリップは全国に知られ、この美しい自然の中で農村と工業が一体となって、調和のある経済基盤を築いてきた。</p> <p>農業においては、豊富な水と早くから整備された農業基盤を有効に活用し、水稻を中心とした水田農業が営まれている。</p> <p>水田面積は、4,840ha（平成25年度）とほぼ横ばいで推移している。</p> <p>農家数は、2,037戸（平成22年農林業センサス）で前回2,749戸（平成17年農林業センサス）から712戸も減少しており、過去5年間の減少率は25.9%となっている。なお、県平均は25.4%であり、ほぼ同数値である。</p> <p>一方、兼業農家の比率は約90%であり、専業農家数は162戸（平成22年農林業センサス）で前回133戸（平成17年農林業センサス）より29戸増加している。</p> <p>また、農地の流動化は昭和55年以降着実に伸びており、平成26年4月における流動化率は52%を超え、県内トップクラスであるが、受け手の少ない地域やほ場条件の悪い地域では14%程度にとどまっているところもある。</p> <p>なお、これらの数値からは、協業経営組織をはじめとした集落営農組織や農作業の受託組織等の組織化、規模拡大等の進展を伺うことができる結果となっている。こうした反面、農業者の高齢化が進んでおり、地域農業の担い手不足が顕在化している。</p> <p>農業産出額は、米に大きく依存した構造となっていることから、近年は、米以外の地域振興作物（チューリップ球根、たまねぎ等）との複合経営へ転換を図られた農家も見られるように</p>	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p>

<p>なっている。</p> <p>しかし、農家所得に占める農業所得の割合（農業依存度）は年々減少し、農外所得に依存した農家経済となっている。</p> <p>2 砺波市農業・農村振興の基本方針</p> <p>人口減少や就業者の高齢化の進行、ライフスタイルの変化による米消費量の減少、国際貿易の新たなルールづくりの進展、SDGsを契機とした持続可能な取組みなど、農業をめぐる情勢が大きく変化するなかで、砺波市の農業経営基盤の強化を図っていくためには、次の点を考慮する必要がある。</p> <p>まず、第1に各関係機関の連携の下、地域における担い手を明確化し、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）の育成を図るため、農地の集積による経営規模の拡大、園芸作物等の導入による経営の複合化や経営管理手法の改善など農業経営改善計画の着実な達成を指導・支援し、効率的かつ安定的な農業経営への発展を促進する。</p> <p>第2に、担い手のいない集落を中心に、小規模な兼業農家等の役割分担を明確にしながら、協業経営組織をはじめとした集落営農組織や農作業の受託組織の育成を図り、農業経営の効率化と生産性の向上を目指す。</p> <p>第3に、砺波市の地理的要件、散居村による住宅の点在と道路開発により、農地のスプロール化現象が市内の各地で進んでいるなか、散居村の豊かな景観と自然環境を維持し生産性の向上を図るためにも、無秩序な農地のかい廃を抑制し集団的な優良農地を確保する必要がある。</p> <p>第4に、消費志向が益々多様化し産地間競争が激化するなか、「となみ米」のブランドの確立を図るための独自販売の拡大や受託契約による販路の拡大のほか、生産者と消費者との結びつきの強化による長期安定販売体制の確立を図るなど生産者の顔が見える販売の拡大などを行い消費者ニーズに対応した売れる米づくりの推進を行う必要がある。</p> <p>第5に、「安心・安全・新鮮な農産物」を提供するとともに安定した品質の栽培に取り組むとともに市内の直売所での販売や学校給食への食材提供を行うなど地産地消の推進に努める。</p> <p>第6に、農業は生産の場としてだけでなく、環境と調和して営まれる産業であり自然環境の維持のための資源の循環活用や環境にやさしい農業の推進を行うとともに、国土保全という多面的な機能も有しており、日本人の心のふるさととしてやすらぎと健康的な快適空間という重要な位置付けにあり、これらを保持していくためにも一層の農村の活性化を図っていく必要がある。</p> <p>第7に、中山間地域は緑豊かで美しい自然環境に恵まれており、この地域資源や地域の特性を活かした付加価値の高い農林業の展開、過疎化する中山間地域の定住を促進するとともに生産・生活空間を活用した都市農村交流事業を積極的に取り組む必要がある。</p> <p>3 農業経営基盤の強化を促進するための取り組み方向</p> <p>農業を今後とも、市民のいのちとくらしを支える基幹的産業として振興していくためには、</p>	<p>なっている。</p> <p>しかし、農家所得に占める農業所得の割合（農業依存度）は年々減少し、農外所得に依存した農家経済となっている。</p> <p>2 農業経営基盤の強化をめぐる課題</p> <p>経営所得安定対策が導入されるなど、農業をめぐる情勢が大きく変化するなかで、砺波市の農業経営基盤の強化を図っていくためには、次の点を考慮する必要がある。</p> <p>まず、第1に各関係機関の連携の下、地域における担い手を明確化し、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）の育成を図るため、農地の集積による経営規模の拡大、園芸作物等の導入による経営の複合化や経営管理手法の改善など農業経営改善計画の着実な達成を指導・支援し、効率的かつ安定的な農業経営への発展を促進する。</p> <p>第2に、担い手のいない集落を中心に、小規模な兼業農家等の役割分担を明確にしながら、協業経営組織をはじめとした集落営農組織や農作業の受託組織の育成を図り、農業経営の効率化と生産性の向上を目指す。</p> <p>第3に、砺波市の地理的要件、散居村による住宅の点在と道路開発により、農地のスプロール化現象が市内の各地で進んでいるなか、散居村の豊かな景観と自然環境を維持し生産性の向上を図るためにも、無秩序な農地のかい廃を抑制し集団的な優良農地を確保する必要がある。</p> <p>第4に、消費志向が益々多様化し産地間競争が激化するなか、「となみ米」のブランドの確立を図るための独自販売の拡大や受託契約による販路の拡大のほか、生産者と消費者との結びつきの強化による長期安定販売体制の確立を図るなど生産者の顔が見える販売の拡大などを行い消費者ニーズに対応した売れる米づくりの推進を行う必要がある。</p> <p>第5に、「安心・安全・新鮮な農産物」を提供するとともに安定した品質の栽培に取り組むとともに市内の直売所での販売や学校給食への食材提供を行うなど地産地消の推進に努める。</p> <p>第6に、農業は生産の場としてだけでなく、環境と調和して営まれる産業であり自然環境の維持のための資源の循環活用や環境にやさしい農業の推進を行うとともに、国土保全という多面的な機能も有しており、日本人の心のふるさととしてやすらぎと健康的な快適空間という重要な位置付けにあり、これらを保持していくためにも一層の農村の活性化を図っていく必要がある。</p> <p>第7に、中山間地域は緑豊かで美しい自然環境に恵まれており、この地域資源や地域の特性を活かした付加価値の高い農林業の展開、過疎化する中山間地域の定住を促進するとともに生産・生活空間を活用した都市農村交流事業を積極的に取り組む必要がある。</p> <p>3 農業経営基盤の強化を促進するための取り組み方向</p> <p>農業を今後とも、市民のいのちとくらしを支える基幹的産業として振興していくためには、</p>	<p>県の基本方針に合わせて修正</p>
---	--	----------------------

<p>農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に展開していくことにより、本市農業の持続的な発展を図ることが重要である。</p> <p>このため、認定農業者や集落営農組織などの経営体を効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手として位置付け、これらの担い手が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、令和13年において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする経営体等に対して、集落・地域での話し合いに基づき作成する「地域計画」に則した農用地の利用集積をはじめ、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずる。</p> <p>また、当面、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の確保・育成が困難とみられる地域においても、農地を継続的に利用する意向を持つ中小規模の経営体や副業的・自給的な農業に従事する者などの地域農業を支える多様な人材を含めた集落・地域の話し合いをもとに、となみ野農業協同組合などの関係団体等による地域農業の維持・発展のための営農体制づくりなどを進めるものとする。</p> <p>4 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営</p> <p>本市において、目標とすべき農業経営としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和13年までの間で実用化が見込まれる技術の定着や技術水準の向上 ・担い手への農地集積と効率的な農地利用や資本装備 ・常時従事者の年間総労働時間が他産業従事者と均衡する2,000時間程度の水準の達成を図りつつ、地域他産業従事者と遜色のない年間農業所得として次に掲げる所得水準を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。 <p>なお、農業所得については、新たに農業を志す若者が魅力を感じられるよう、担い手の経営規模や段階的な経営発展に応じ目標金額を設定し、全産業の給与額平均の上位水準をめざす。</p> <p>目標とすべき農業経営の姿</p> <p>【標準タイプ】…主たる従事者一人当たりの年間所得水準：おおむね500万円</p> <p>【発展タイプ】…主たる従事者一人当たりの年間所得水準：おおむね750万円</p> <p>〔既に500万円程度の所得がある大規模主穀作経営体や園芸等の認定農業者でさらなる所得向上をめざす経営体〕</p> <p>この目標を達成するため、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業等の活用による利用権の設定及び農作業受委託の積極的な促進を図り、認定農業者等への農地集積や集約化を推進するとともに、地域及び営農の実態等に応じた集落営農組織などの生産組織の育成や、組織間の合併・広域連携、新規就農者を含めた周辺の担い手との連携による経営規模の拡大などにより、構成員の世代交代や雇用による労働力の確保を推進する。また、主穀作に園芸作物等を取り入れた経営の複合化や、園芸、畜産経営でのICT技術の活用などを推進し、農業所得の向上と経営の体質強化を図る。</p> <p>特に、企業的な経営管理等による経営体質の強化や新たな人材の受け入れによる経営の円滑</p>	<p>農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に展開していくことにより、本市農業の持続的な発展を図ることが重要である。</p> <p>このため、認定農業者や集落営農組織などの経営体を効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手として位置付け、これらの担い手が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、平成35年において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする経営体等に対する農用地の利用集積、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずる。</p> <p>また、当面、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の確保・育成が困難とみられる地域においても、集落・地域の話し合いをもとに、となみ野農業協同組合などの関係団体等による地域農業の維持・発展のための営農体制づくりなどを進めるものとする。</p> <p>4 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営</p> <p>本市において、目標とすべき農業経営としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成35年までの間で実用化が見込まれる技術の定着や技術水準の向上 ・担い手への農地集積と効率的な農地利用や資本装備 ・常時従事者の年間総労働時間が他産業従事者と均衡する2,000時間程度の水準の達成を図りつつ、地域他産業従事者と遜色のない年間農業所得として次に掲げる所得水準を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。 <p>目標とすべき農業経営の姿</p> <p>主たる従事者一人当たりの年間所得水準：おおむね500万円</p> <p>この目標を達成するため、地域における話し合いを基本に、土地利用型農業については、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化事業などの活用により、利用権の設定及び農作業受委託の積極的な促進を図り、認定農業者等への農地集積や集約化を推進するとともに、地域及び営農の実態等に応じた集落営農組織などの生産組織を育成する。また、主穀作経営に園芸作物等を取り入れた経営の複合化による農業所得の向上と経営の体質強化を図る。園芸、畜産などについては、集約的農業経営の展開を図るため、高収益作物等の導入及びその産地形成等を推進する。</p> <p>特に、企業的な経営管理等による経営体質の強化、新たな人材の受け入れ等による経営の円</p>	<p>県の基本方針に合わせて修正</p> <p>県の基本方針に合わせて修正</p> <p>県の基本方針に合わせて修正</p>
---	--	--

<p>な継承等による持続的な発展を図るため、個別経営や集落営農組織の法人化を進める。</p> <p>農作業の省力化や環境への負荷軽減に資するスマート農業技術の普及を行うことで労働時間の削減を進め、性別を問わず働きやすい就業環境の整備を行うことで農業従事者の定着を図る。</p> <p>さらに、米消費が減少するなか、消費者ニーズを把握し対応することや産地・地域ごと、あるいは個別に販売戦略を構築するなどマーケティングの強化と地産地消の推進を図り、消費拡大や販売量の増大等を通じて経営体の育成・強化に資する。</p>	<p>滑な継承・永続性の確保を図るため、個別経営や集落営農組織の法人化を進める。</p> <p>さらに、消費者ニーズへの対応や産地・地域ごと、あるいは個別に販売戦略を構築するなどマーケティングの強化と地産地消の推進を図り、消費拡大や販売量の増大等を通じて経営体の育成・強化に資する。</p> <p>なお、これらの経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で、用排水路、土地改良施設等の地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットが享受できるよう連携協力し健全なコミュニティの発展を図る。</p> <p>また、生産性向上のため、ほ場の大区画化・汎用化及び集団化を図るとともに、水利施設、農道の整備とその適切な維持管理に努める。また、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農地の連担化を図る。</p>	<p>第5へ移動</p>
<p>5 担い手を補完する体制づくり</p> <p>効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、となみ野農業協同組合等の農作業受託組織の育成、農業支援サービスの活用、農福連携の推進、広域基幹施設の整備を図る。また、多様な人材を確保するため、農業体験機会の提供や就農支援情報を発信するほか、兼業農家等の子弟に対して農地等の承継・活用に関する理解を深める機会を提供するなど地域農業に対する関心を高める取り組みを行う。</p> <p>今後の施策展開に当たっては、種々の情勢変化にも柔軟かつ機敏な調整機能を発揮しながら、農業者の主体的な取り組みを喚起するものとする。また、砺波市担い手育成総合支援協議会をはじめ関係者、関係組織それぞれが期待される役割を確実に担いつつ、相互の連携を密にして、積極的に取り組むものとする。</p> <p>地域農業の活性化を図るには、農業者自身の意志と行動が基本であり、農業者自らが課題克服による低コスト化、高付加価値化など経営体質の強化を目指し、さらに、個々の経営合理化の制約を地域ぐるみの協働の力で補うため、地域における話し合いを通じて、基幹的農業従事者、地域リーダー及び新規就農者などの人材を確保・育成するなど、農業者の主体的な地域農業への参画が重要である。</p>	<p>5 担い手を補完する体制づくり</p> <p>育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、となみ野農業協同組合、公益財団法人砺波市農業公社等の農作業受託組織の育成、基幹施設の整備を図る。</p> <p>今後の施策展開に当たっては、種々の情勢変化にも柔軟かつ機敏な調整機能を発揮しながら、農業者の主体的な取り組みを喚起するものとする。また、砺波市担い手育成総合支援協議会をはじめ関係者、関係組織それぞれが期待される役割を確実に担いつつ、相互の連携を密にして、積極的に取り組むものとする。</p> <p>地域農業の活性化を図るには、農業者自身の意志と行動が基本であり、農業者自らが課題克服による低コスト化、高付加価値化など経営体質の強化を目指し、さらに、個々の経営合理化の制約を地域ぐるみの協働の力で補うため、地域における話し合いを通じて、基幹的農業従事者、地域リーダー及び新規就農者などの人材を確保・育成するなど、農業者の主体的な地域農業への参画が重要である。</p>	<p>県の基本方針に合わせて修正 公社解散に伴い修正</p>
<p>6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成</p> <p>本市農業において、担い手の高齢化や後継者不足等が深刻となるなか、技術と経営感覚に優れた若い担い手を確保・育成すること、リタイアする農業者の後継者を確保し、農業経営を円滑に継承していくことが大変重要となっている。</p> <p>(1) 新規就農の現状</p> <p>砺波市の令和4年度新規就農者は8人（内訳：独立自営就農者1人、雇用就農者7人）であった。また、平成30年度以降の5年間では33人（内訳：独立自営就農者5人、雇</p>	<p>6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成</p> <p>(1) 新規就農の現状</p> <p>砺波市の平成25年度新規就農者は9人（内訳：独立自営就農者3人、雇用就農者6人）であった。また、平成21年度以降の5年間では40人（内訳：独立自営就農者9人、雇</p>	<p>県の基本方針に合わせて追記</p> <p>直近数値へ変更</p>

<p>用就農者28人)であり、年間5～9人の状況であったが、農業の持続的な発展に向け、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。</p> <p>(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標</p> <p>(1) に掲げる状況を踏まえ、砺波市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。</p> <p>ア 確保・育成すべき人数の目標</p> <p>国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人に拡大するという目標や「富山県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)に掲げられた、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標120人以上(年間)を踏まえ、砺波市においては、年間10人以上の青年等の確保を目標とする。</p> <p>イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標</p> <p>砺波市及び近隣他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(4に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標(標準タイプ)の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度)を目標とする。</p> <p>第2 農業経営の規模、生産方式、経理管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標</p> <p>第1の4に示したような目標を可能とする農業経営の指標を主要な営農類型について示すと次のとおりである。</p>	<p>用就農者31人)であり、年間6～10人の状況であったが、農業の持続的な発展に向け、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。</p> <p>(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標</p> <p>(1) に掲げる状況を踏まえ、砺波市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。</p> <p>ア 確保・育成すべき人数の目標</p> <p>国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や「富山県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)に掲げられた、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標70人以上(年間)を踏まえ、砺波市においては、年間10人以上の青年等の確保を目標とする。</p> <p>イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標</p> <p>砺波市及び近隣他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(4に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度)を目標とする。</p> <p>(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取り組み</p> <p>新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、富山県青年農業者等育成センター(公益社団法人富山県農林水産公社)や砺波市担い手育成総合支援協議会等が相談等の対応にあたる。</p> <p>また、農地については、砺波市農業委員会や農地中間管理機構(公益社団法人富山県農林水産公社)による紹介、技術・経営面については、砺波農林振興センター、となみ野農業協同組合等が重点的な指導を行う。</p> <p>更には、「とやま農業未来カレッジ」の受講や先進農家等での実践的な研修を支援するなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。</p> <p>第2 農業経営の規模、生産方式、経理管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標</p> <p>第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標を主要な営農類型について示すと次のとおりである。</p>	<p>第4へ移動</p>
--	--	--------------

1 農業経営の発展指標

【標準タイプ】

[認定農業者：家族経営]

営農類型	経営規模	生産方式
主穀作 水稲 +大麦 +大豆 〈労働力〉 常時 1.5 人 臨雇 147 人日	〈作付面積等〉 水稲 14.6ha (うち直播 4.6ha) 大麦 8.4ha 大豆(大麦跡) 8.4ha 〈経営面積〉 23.0ha	〈資本装備〉 農作業舎(150 m ²) 1棟 育苗ハウス(50坪) 4棟 トラクタ(40ps) 1台 コンバイン(5条) 1台 多目的田植機(6条施肥) 1台 乾燥機(50石 汎用) 2台 育苗関連機材 1式 大豆コンバイン(刈幅 1.5m) 1台 他 〈その他〉 ・集落内における土地利用調整を基本とした借地により経営規模を拡大する。
主穀作 水稲種子 +大麦種子 +大豆種子 〈労働力〉 常時 1.5 人 臨雇 9 人日	〈作付面積等〉 水稲 8.0ha 大麦 4.5ha 大豆(大麦跡) 4.5ha 〈経営面積〉 12.5ha	〈資本装備〉 農作業舎(200 m ²) 1棟 育苗ハウス(60坪) 2棟 トラクタ(40ps) 1台 コンバイン(5条) 1台 田植機(6条施肥) 1台 乗用管理機 1台 乾燥機(50石) 2台 育苗関連機材 1式 大豆コンバイン(刈幅 1.5m) 1台 〈その他〉 ・集落内における土地利用調整を基本とした借地により経営規模を拡大する。

1 農業経営の発展指標

[認定農業者：家族経営]

営農類型	経営規模	生産方式
主穀作 水稲 +大麦 +大豆 〈労働力〉 常時 1.5 人 臨雇 147 人日	〈作付面積等〉 水稲 14.6ha (うち直播 4.6ha) 大麦 8.4ha 大豆(大麦跡) 8.4ha 〈経営面積〉 23.0ha	〈資本装備〉 農作業舎(150 m ²) 1棟 育苗ハウス(50坪) 4棟 トラクタ(40ps) 1台 コンバイン(5条) 1台 多目的田植機(6条施肥) 1台 乾燥機(50石 汎用) 2台 育苗関連機材 1式 大豆コンバイン(刈幅 1.5m) 1台 他 〈その他〉 ・集落内における土地利用調整を基本とした借地により経営規模を拡大する。
主穀作 水稲種子 +大麦種子 +大豆種子 〈労働力〉 常時 1.5 人 臨雇 9 人日	〈作付面積等〉 水稲 8.0ha 大麦 4.5ha 大豆(大麦跡) 4.5ha 〈経営面積〉 12.5ha	〈資本装備〉 農作業舎(200 m ²) 1棟 育苗ハウス(60坪) 2棟 トラクタ(40ps) 1台 コンバイン(5条) 1台 田植機(6条施肥) 1台 乗用管理機 1台 乾燥機(50石) 2台 育苗関連機材 1式 大豆コンバイン(刈幅 1.5m) 1台 〈その他〉 ・集落内における土地利用調整を基本とした借地により経営規模を拡大する。

営農類型	経営規模	生産方式
畜産 酪農	経産牛 50 頭 飼料作物	畜舎(600 m ²) 1 棟 堆肥舎(400 m ²) 1 棟
〈労働力〉 常時 1.5 人 臨雇 99 人日	延べ 17.8ha	飼料タンク(3t) 2 基 コンプリートフィーダ 1 式 パイプラインミルク 1 式 バルククーラ(2000 ㍓) 1 台 自動給餌車 1 台 飼料作物用装備 1 式 トラクタ(85ps, 50ps) 各 1 台 (1/3) マニュアルスプレッタ モアコンディショナ カッティングロールベイラ等 他
		〈その他〉 ・牛群検定により牛群能力の向上を図る。 ・高能力牛の導入により遺伝的改良を図る。 ・子牛は後継牛として利用するほかヌレ子で販売する。 ・ロールベール体系によるイタリアン・トウモロコシ二毛作体系を確立する。 ・コンプリートフィード、自動給餌機による作業の省力化を図る。

営農類型	経営規模	生産方式
畜産 酪農	経産牛 50 頭 飼料作物	畜舎(600 m ²) 1 棟 堆肥舎(400 m ²) 1 棟
〈労働力〉 常時 1.5 人 臨雇 99 人日	延べ 17.8ha	飼料タンク(3t) 2 基 コンプリートフィーダ 1 式 パイプラインミルク 1 式 バルククーラ(2000 ㍓) 1 台 自動給餌車 1 台 飼料作物用装備 1 式 トラクタ(85ps, 50ps) 各 1 台 (1/3) マニュアルスプレッタ モアコンディショナ カッティングロールベイラ等 他
		〈その他〉 ・牛群検定により牛群能力の向上を図る。 ・高能力牛の導入により遺伝的改良を図る。 ・子牛は後継牛として利用するほかヌレ子で販売する。 ・ロールベール体系によるイタリアン・トウモロコシ二毛作体系を確立する。 ・コンプリートフィード、自動給餌機による作業の省力化を図る。

[認定農業者：法人経営]			[認定農業者：法人経営]		
営農類型	経営規模	生産方式	営農類型	経営規模	生産方式
水稲 +大麦 +大豆 +チューリップ 球根 <労働力> 常時1人 構成員17人 30戸で構成 した農事組合 法人を想定	<作付面積等> 水稲 19.1ha 大麦 8.3ha 大豆(大麦跡) 8.3ha チューリップ 球根 2.5ha 切花 0.1ha <経営面積> 30.0ha	<資本装備> 農作業舎(300㎡) 1棟 育苗ハウス(50坪) 4棟 トラクタ(60ps) 1台 コンバイン(6条) 1台 多目的田植機(8条施肥) 1台 乗用管理機 1台 育苗関連機材 1式 大豆コンバイン(刈幅1.5m) 1台 球根整畦植込み機 1台 成形ロータリー 1台 摘花機 1台 防除機(乗用400L) 1台 掘取機 1台 暖房機 3台 保冷库 1台 他 <その他> ・整畦植込み機、摘花機等の大型機械を利用し、大規模省力球根生産を行う。 ・30%は球根プラントを利用し、省力化を図る。 ・副産物の球根の一部を冷蔵処理して、冬期間の切り花生産(促成：50%、半促成：50%)を行う。 ・球根跡に地力増進作物を作付し、土づくりを行う。	水稲 +大麦 +大豆 +チューリップ 球根 <労働力> 常時1人 構成員17人 30戸で構成 した農事組合 法人を想定	<作付面積等> 水稲 19.1ha 大麦 8.3ha 大豆(大麦跡) 8.3ha チューリップ 球根 2.5ha 切花 0.1ha <経営面積> 30.0ha	<資本装備> 農作業舎(300㎡) 1棟 育苗ハウス(50坪) 4棟 トラクタ(60ps) 1台 コンバイン(6条) 1台 多目的田植機(8条施肥) 1台 乗用管理機 1台 育苗関連機材 1式 大豆コンバイン(刈幅1.5m) 1台 球根整畦植込み機 1台 成形ロータリー 1台 摘花機 1台 防除機(乗用400L) 1台 掘取機 1台 暖房機 3台 保冷库 1台 他 <その他> ・整畦植込み機、摘花機等の大型機械を利用し、大規模省力球根生産を行う。 ・30%は球根プラントを利用し、省力化を図る。 ・副産物の球根の一部を冷蔵処理して、冬期間の切り花生産(促成：50%、半促成：50%)を行う。 ・球根跡に地力増進作物を作付し、土づくりを行う。

営農類型	経営規模	生産方式	営農類型	経営規模	生産方式
水稻 +大麦 +大豆 +たまねぎ <労働力> 常時2人 臨雇373人日 1戸で構成 した株式会 社を想定	<作付面積等> 水稻 19.1ha (うち直播 5.8ha) 大麦 8.9ha 大豆(大麦跡) 8.9ha たまねぎ 2.0ha <経営面積> 30.0ha	<資本装備> 農作業舎(150㎡) 1棟 育苗ハウス(50坪) 3棟 トラクタ(60ps) 1台 コンバイン(5条) 1台 多目的田植機(6条施肥) 1台 乗用管理機 1台 乾燥機(50石 汎用) 2台 育苗関連機材 1式 大豆コンバイン(刈幅1.5m) 1台 <その他> ・大型機械装備による作業の効率化を図る。 ・大麦跡の大豆100%作付による土地の高度利用を図る。	水稻 +大麦 +大豆 +たまねぎ <労働力> 常時2人 臨雇373人日 1戸で構成 した株式会 社を想定	<作付面積等> 水稻 19.1ha (うち直播 5.8ha) 大麦 8.9ha 大豆(大麦跡) 8.9ha たまねぎ 2.0ha <経営面積> 30.0ha	<資本装備> 農作業舎(150㎡) 1棟 育苗ハウス(50坪) 3棟 トラクタ(60ps) 1台 コンバイン(5条) 1台 多目的田植機(6条施肥) 1台 乗用管理機 1台 乾燥機(50石 汎用) 2台 育苗関連機材 1式 大豆コンバイン(刈幅1.5m) 1台 <その他> ・大型機械装備による作業の効率化を図る。 ・大麦跡の大豆100%作付による土地の高度利用を図る。
水稻 +大麦 +大豆 +白ねぎ <労働力> 常時2人 従業員1人 臨雇1,152人日 1戸で構成 した株式会 社を想定	<作付面積等> 水稻 19.1ha 大麦 6.9ha 大豆(大麦跡) 6.9ha 白ねぎ 4.0ha <経営面積> 30.0ha	<資本装備> 農作業舎(150㎡) 1棟 育苗ハウス(50坪) 4棟 トラクタ(40PS) 1台 コンバイン(5条) 1台 多目的田植機(8条施肥) 1台 乗用管理機 1台 育苗関連機材 1式 乾燥機(50石 汎用) 2台 全自動移植機 1台 収穫機 1台 根葉切り皮むき機 1台 自動結束機 1台 他 <その他> ・白ねぎは、機械化体系の整備により、低コスト・省力化栽培に取り組む。 ・短葉性ねぎ及びハウスねぎの導入による作期幅の拡大により周年就業体制の確立を図る。	水稻 +大麦 +大豆 +白ねぎ <労働力> 常時2人 従業員1人 臨雇1,152人日 1戸で構成 した株式会 社を想定	<作付面積等> 水稻 19.1ha 大麦 6.9ha 大豆(大麦跡) 6.9ha 白ねぎ 4.0ha <経営面積> 30.0ha	<資本装備> 農作業舎(150㎡) 1棟 育苗ハウス(50坪) 4棟 トラクタ(40PS) 1台 コンバイン(5条) 1台 多目的田植機(8条施肥) 1台 乗用管理機 1台 育苗関連機材 1式 乾燥機(50石 汎用) 2台 全自動移植機 1台 収穫機 1台 根葉切り皮むき機 1台 自動結束機 1台 他 <その他> ・白ねぎは、機械化体系の整備により、低コスト・省力化栽培に取り組む。 ・短葉性ねぎ及びハウスねぎの導入による作期幅の拡大により周年就業体制の確立を図る。

営農類型	経営規模	生産方式
水稲 +大麦 +大豆 <労働力> 常時4人 従業員3人 臨雇49人日 3戸で構成 した株式会 社を想定	<作付面積等> 水稲 50.9ha 大麦 29.1ha 大豆(大麦跡) 29.1ha <経営面積> 80.0ha	<資本装備> 農作業舎(330㎡) 2棟 育苗ハウス(60坪) 8棟 トラクタ(40ps) 1台 トラクタ(60ps) 2台 普通型コンバイン(2.6m) 1台 自脱型コンバイン(6条) 1台 田植機(8条施肥) 2台 多目的田植機(8条施肥) 1台 育苗関連機材 1式 乗用管理機 3台 乾燥機(80石 汎用) 4台 他 <その他> ・集落内外からの借地により規模拡大を図る。 ・大型機械装備による作業の効率化を図る。 ・大麦跡の大豆100%作付による土地の高度利用を図る。

[集落営農組織]

営農類型	経営規模	生産方式
水稲 +大麦 +大豆 <労働力> 常時1人 構成員17人 30戸で構成 した任意組 合を想定	<作付面積等> 水稲 19.1ha 大麦 10.9ha 大豆(大麦跡) 10.9ha <経営面積> 30.0ha	<資本装備> 農作業舎(300㎡) 1棟 育苗ハウス(50坪) 5棟 トラクタ(30ps) 2台 コンバイン(4条) 2台 田植機(6条施肥) 2台 育苗関連機械 1式 大豆コンバイン(刈幅1.5m) 1台 他 <その他> ・大麦跡の大豆100%作付による土地の高度利用を図る。 ・乾燥調製は共乾施設を利用する。

営農類型	経営規模	生産方式
水稲 +大麦 +大豆 <労働力> 常時4人 従業員3人 臨雇49人日 3戸で構成 した株式会 社を想定	<作付面積等> 水稲 50.9ha 大麦 29.1ha 大豆(大麦跡) 29.1ha <経営面積> 80.0ha	<資本装備> 農作業舎(330㎡) 2棟 育苗ハウス(60坪) 8棟 トラクタ(40ps) 1台 トラクタ(60ps) 2台 普通型コンバイン(2.6m) 1台 自脱型コンバイン(6条) 1台 田植機(8条施肥) 2台 多目的田植機(8条施肥) 1台 育苗関連機材 1式 乗用管理機 3台 乾燥機(80石 汎用) 4台 他 <その他> ・集落内外からの借地により規模拡大を図る。 ・大型機械装備による作業の効率化を図る。 ・大麦跡の大豆100%作付による土地の高度利用を図る。

[集落営農組織]

営農類型	経営規模	生産方式
水稲 +大麦 +大豆 <労働力> 常時1人 構成員17人 30戸で構成 した任意組 合を想定	<作付面積等> 水稲 19.1ha 大麦 10.9ha 大豆(大麦跡) 10.9ha <経営面積> 30.0ha	<資本装備> 農作業舎(300㎡) 1棟 育苗ハウス(50坪) 5棟 トラクタ(30ps) 2台 コンバイン(4条) 2台 田植機(6条施肥) 2台 育苗関連機械 1式 大豆コンバイン(刈幅1.5m) 1台 他 <その他> ・大麦跡の大豆100%作付による土地の高度利用を図る。 ・乾燥調製は共乾施設を利用する。

【発展タイプ】			県の基本方針に合わせて追記
[認定農業者（複数戸法人）]			
営農類型	経営規模	生産方式	
水稲	<作付面積等>	<資本装備>	
+大麦	水稲 102ha	農作業舎(330㎡)	2棟
+大豆	(うち直播	トラクタ(60ps級、90ps級)	2台、3台
+こまつな	10ha)	コンバイン(6条)	1台
+キャベツ	大麦 53ha	普通型コンバイン(1.5m、2.6m)	1台、3台
	大豆(大麦跡)	田植機(8条多目的、10条)	1台、4台
<労働力>	53ha	乗用管理機	5台
代表役員 1人	こまつな 0.4ha	育苗関連機械	1式
役員 4人	キャベツ 5ha	育苗ハウス(60坪)	19棟
構成員 2人		大麦播種機(8条)	5台
従業員 9人	<経営面積>	大豆播種機(3条)	5台
	160ha	セルトレイ全自動播種機	1台
		畝立整畦機	1台
		半自動定植機(2条植)	3台
		パイプハウス(60坪)	3棟
		コンビシーダー(6条)	1台
		保冷庫	2台 他
		<その他>	
		・こまつな及びキャベツの導入により周年的な売上と就業体制の確保を図る。	
		・作業状況に応じた適切な人員配置により生産性の向上を図る。	
[認定農業者（1戸法人）]			
営農類型	経営規模	生産方式	
水稲	<作付面積等>	<資本装備>	
+大麦	水稲 51ha	農作業舎(330㎡)	2棟
+大豆	(うち直播	トラクタ(40ps級、60ps級)	1台、2台
+こまつな	10ha)	コンバイン(6条)	1台
	大麦 29ha	普通型コンバイン(2.6m)	1台
<労働力>	大豆(大麦跡)	田植機(8条、8条多目的)	2台、1台
代表役員 1人	29ha	乗用管理機	3台
役員 1人	こまつな 0.2ha	育苗関連機械	1式
後継者 1人		育苗ハウス(60坪)	8棟
従業員 4人	<経営面積>	大麦播種機(8条)	3台

80ha	大豆播種機(3条)	3台
	乾燥機(80石汎用)	4台
	パイプハウス(60坪)	3棟
	コンビシーダー(6条)	1台
	保冷库	1台 他
	<その他>	
	・こまつなの導入による周年的な売上と就業体制の確保を図る。	
	・年間を通じたハウスの高度利用を図る。	

[認定農業者(集落営農法人)]

営農類型	経営規模	生産方式	
水稻	<作付面積等>	<資本装備>	
+大麦	水稻 21.0ha	農作業舎(150㎡)	1棟
+にんじん	大麦 8.0ha	トラクタ(40ps級)	2台
+たまねぎ	にんじん 4.0ha	コンバイン(6条)	1台
	たまねぎ 4.0ha	田植機(10条)	1台
<労働力>		乗用管理機	1台
専従者1人	<経営面積>	育苗関連機械	1式
準専従者1人	37ha	育苗ハウス(50坪)	5棟 他
従事構成員16人		<その他>	
		・生産技術や収穫後の調整・出荷体制、販路が確保されたJA等推 進品目としてにんじん、たまねぎを導入し売上を拡大。	

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

営農類型	経営管理の方法	農業従事の態様
認定農業者	家族経営	
	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営改善計画に基づく経営計画の確実な実施 ・複式簿記記帳による経営管理の実証 ・経営管理研修への積極的な参加 ・青色申告の実施 ・集落内の土地利用調整を基本とした借地による経営規模の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止 ・必要な作業免許取得による安全性の向上及び施設設備の充実等による作業の快適化

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

営農類型	経営管理の方法	農業従事の態様
認定農業者	家族経営	
	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営改善計画に基づく経営計画の確実な実施 ・複式簿記記帳による経営管理の実証 ・経営管理研修への積極的な参加 ・青色申告の実施 ・集落内の土地利用調整を基本とした借地による経営規模の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止 ・必要な作業免許取得による安全性の向上及び施設設備の充実等による作業の快適化

	法人経営	<ul style="list-style-type: none"> 経営理念や目標に基づく農業経営改善計画の作成と複式簿記による財務管理の実施 高度な経営者能力による経営外部からの資源調達と確実な経営計画の実施 労務管理の充実と雇用労働の確保 地域からの信頼に基づく農地の連担化・集団化と経営規模の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制、休日制の導入 社会保険への加入による従事者の福利厚生の充実 臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止 高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施 必要な作業免許取得による安全性の向上及び施設設備の充実等による作業の快適化
集落営農組織		<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳による財務管理 リーダーを中心に法人化に向けた組織運営管理 経営管理研修への積極的な参画 	<ul style="list-style-type: none"> 専従者を中心とした作業従事体系の確立 高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施 必要な作業免許取得による安全性の向上及び施設設備の充実等による作業の快適化
共通		<ul style="list-style-type: none"> 自然災害等に備え、適切なセーフティネットの加入や農業版BCP（事業継続計画書）を作成 	

第3 農業経営の規模、生産方式、経理管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6の(2)に示した数値目標を経営開始から5年後に達成するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の主要な基本的指標を例示すると次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式
------	------	------

	法人経営	<ul style="list-style-type: none"> 経営理念や目標に基づく農業経営改善計画の作成と複式簿記による財務管理の実施 高度な経営者能力による経営外部からの資源調達と確実な経営計画の実施 労務管理の充実と雇用労働の確保 地域からの信頼に基づく農地の連担化・集団化と経営規模の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 給料制、休日制の導入 社会保険への加入による従事者の福利厚生の充実 臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止 高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施 必要な作業免許取得による安全性の向上及び施設設備の充実等による作業の快適化
集落営農組織		<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳による財務管理 リーダーを中心に法人化に向けた組織運営管理 経営管理研修への積極的な参画 	<ul style="list-style-type: none"> 専従者を中心とした作業従事体系の確立 高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施 必要な作業免許取得による安全性の向上及び施設設備の充実等による作業の快適化

第3 農業経営の規模、生産方式、経理管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たな農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6の(2)に示した数値目標を経営開始から5年後に達成するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の主要な基本的指標を例示すると次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式
------	------	------

県の基本方針に合わせて追記

主穀作	<作付面積等>	<資本装備>
水稲	水稲 9.5ha	農作業舎(150㎡) 1棟
+大麦	大麦 5.5ha	育苗ハウス(60坪) 2棟
+大豆	大豆(大麦跡) 5.5ha	トラクタ(30ps) 1台 コンバイン(4条) 1台
<労働力>		田植機(6条施肥) 1台
常時1人	<経営面積>	乾燥機(50石 汎用) 1台
臨雇90人日	15.0ha	育苗関連機材 1式 大豆コンバイン(刈幅1.5m) 1台 他
		<その他> ・親元で就農し、自家で所有する機械・施設を活用する。

主穀作	<作付面積等>	<資本装備>
水稲	水稲 9.5ha	農作業舎(150㎡) 1棟
+大麦	大麦 5.5ha	育苗ハウス(60坪) 2棟
+大豆	大豆(大麦跡) 5.5ha	トラクタ(30ps) 1台 コンバイン(4条) 1台
<労働力>		田植機(6条施肥) 1台
常時1人	<経営面積>	乾燥機(50石 汎用) 1台
臨雇90人日	15.0ha	育苗関連機材 1式 大豆コンバイン(刈幅1.5m) 1台 他
		<その他> ・親元で就農し、自家で所有する機械・施設を活用する。

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

砺波市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入しうるように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、富山県就農サポートセンター（公益社団法人富山県農林水産公社）や砺波市担い手育成総合支援協議会等が相談等の対応にあたる。

また、農地については、砺波市農業委員会や農地中間管理機構（公益社団法人富山県農林水産公社）による紹介、技術・経営面については、砺波農林振興センター、となみ野農業協同組合等が重点的な指導を行う。

更には、「とやま農業未来カレッジ」の受講や先進農家等での実践的な研修を支援するなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

法改正に伴い新たに記載

第5の5から移動

第1の6から移動

名称変更

第5の6か

<p>(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み</p> <p>ア 受け入れ環境の整備</p> <p>富山県就農サポートセンター（公益社団法人富山県農林水産公社）、砺波農林振興センター、となみ野農業協同組合及び砺波市担い手育成総合支援協議会などと連携しながら、就農相談会を必要に応じ開催し、就農希望者に対し、就農に向けた情報の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携し、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。</p> <p>イ 中長期的な取り組み</p> <p>生徒・学生が農業に興味、関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取り組みを実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで農業に関する知見を広められるようにする。</p>		ら移動
<p>(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取り組み</p> <p>ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援</p> <p>砺波市担い手育成総合支援協議会が主体となって富山県就農サポートセンター（公益社団法人富山県農林水産公社）、とやま農業未来カレッジ、砺波農林振興センター及びとなみ野農業協同組合などと連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等の情報を共有しながら、巡回指導の他、必要に応じ面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。</p> <p>イ 就農初期段階の地域全体でのサポート</p> <p>新規就農者が地域内で孤立することのないよう、「地域計画」の作成・見直しの話合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。</p> <p>ウ 経営力の向上に向けた支援</p> <p>となみ野農業協同組合が運営する直売施設「となみ野の郷」への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。</p>		名称変更
<p>エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導</p> <p>青年等が就農する地域の「地域計画」との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営開始資金や青年等就農資金等、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。</p>		名称変更

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、富山県就農サポートセンター（公益社団法人富山県農林水産公社）、砺波農林振興センター、となみ野農業協同組合及び砺波市担い手育成総合支援協議会などが連携しながら担う。

技術や経営ノウハウの習得、就農後の営農指導等フォローアップについては、とやま農業未来カレッジ、砺波農林振興センター及びとなみ野農業協同組合が担う。

また、農地の確保については、砺波市農業委員会や農地中間管理機構（公益社団法人富山県農林水産公社）など、各組織が役割を分担しながら各種取り組みを進める。

(4) 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

砺波市は、砺波農林振興センター及びとなみ野農業協同組合と連携して、就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び富山県就農サポートセンター（公益社団法人富山県農林水産公社）へ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、となみ野農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市内に後継者がいない場合には、県及び富山県農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう富山県農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構（公益社団法人富山県農林水産公社）、砺波市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標
 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積等に関する目標は次のとおりである。

項目	内容	数値目標
農用地の利用集積及び面的集積	認定農業者や集落営農組織など効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体である担い手が農用地の利用に占めるシェアの目標	80%

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積等に関する目標は次のとおりである。

項目	内容	数値目標
農用地の利用集積及び面的集積	認定農業者や集落営農組織など効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体である担い手が農用地の利用に占めるシェアの目標	90%

新たに記載

県の基本方針に合わせて修正

	農用地の面的集積については、農地中間管理事業等を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体に対する利用集積における面的集積の割合を高めることを目標とする。	
認定農業者の確保育成	優れた技術力や経営者マインドを有し、経営体質の強い経営を目指し自主的な取り組みを進める 農業経営体 を認定農業者として育成する数の目標	140 経営体
法人経営体の育成	将来にわたり継続的かつ安定的に農業経営を営むため、農地の利用や経営資本等の権利主体となり得る 法人経営体 として育成する数の目標	65組織

なお、これらの経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で、用排水路、土地改良施設等の地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットが享受できるよう連携協力し健全なコミュニティの発展を図る。

また、生産性向上のため、ほ場の大区画化・汎用化及び集団化を図るとともに、水利施設、農道の整備とその適切な維持管理に努める。また、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農地の連担化を図る。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

砺波市は、富山県の基本方針の第6の「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、砺波市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

砺波市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画の策定を推進する事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
以下、個別事業ごとに述べる。

	農用地の面的集積については、農地中間管理事業や 農地利利用集積円滑化事業 等を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体に対する利用集積における面的集積の割合を高めることを目標とする。	
認定農業者の確保育成	優れた技術力や経営者マインドを有し、経営体質の強い経営を目指し自主的な取り組みを進める 家族経営及び法人経営 を認定農業者として育成する数の目標	140 経営体
集落営農組織の育成	一定要件を満たす 集落営農組織 として育成する数の目標	38組織

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

砺波市は、富山県の基本方針の第5の「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、砺波市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

砺波市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
以下、個別事業ごとに述べる。

県の基本方針及び砺波市農業農村基本計画に合わせて修正

第1から移動

法改正に伴い修正

第4にて内容を記載

1 地域計画策定推進事業に関する事項

砺波市は、地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

なお、地域計画を定める日までは、平成26年9月30日に施行した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5の1により利用権設定等促進事業を行うこととする。

(1) 協議の場の設置の方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、農用地の出し手及び受け手への案内に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、砺波市、農業委員、となみ野農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、砺波市土地改良区、富山県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農業振興課に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他農地中間管理事業等による農用地の利用権の設定等の促進に関する事項

砺波市は、地域計画の策定に当たって、富山県・砺波市農業委員会・農地中間管理機構・となみ野農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会、同法第11条の31第1項第1号に規定す

法改正に伴い地域計画推進事業に関する事項へ修正

る農業経営を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により指定された農地中間管理機構、法第4条第3項第1号に規定する農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等、その役割分担について農用地利用集積計画に記載するとともに、確約書を砺波市に提出すること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成17年法律第86号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等役職者であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいい、その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を砺波市へ提出すること。

⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

なお、農業生産法人による利用権の設定等を行うため農業生産法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農業生産法人の経営の育成に資するものとし、農業生産法人の経営が農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農業生産法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 砺波市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 砺波市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可しうるものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可しうるものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

① 砺波市は、法第6条の規定による基本構想（以下「基本構想」という。）の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。

② 砺波市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③ 砺波市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定め

る。

(5) 要請及び申出

- ① 砺波市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、砺波市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 砺波市土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいるとなみ野農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 砺波市の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地利用集積円滑化団体がその事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、利用権設定等促進事業の活用が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 砺波市は、(5)の①の規定による砺波市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 砺波市は、(5)の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、となみ野農業協同組合、砺波市土地改良区又は農地利用集積円滑化団体からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、砺波市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 砺波市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに

利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受けける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書に参考資料（法人である場合には定款の写しを含む）を添付して砺波市長に提出する旨
 - ア ①に規定する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
 - ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
 - エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響
 - オ 地域の農業における他の農業者との役割分担
 - カ ①に規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況
 - キ その他参考となるべき事項
- ⑧ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

- ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- イ 原状回復の費用の負担者
- ウ 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
- エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑨ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項
- ⑩ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

砺波市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

砺波市は、砺波市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による砺波市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑨までに掲げる事項を砺波市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

砺波市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

砺波市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

<p>【削除】</p>	<p>(13) 農用地利用集積計画の取消し等</p> <p>① 砺波市は、法第19条の公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告できるものとする。</p> <p>ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき</p> <p>イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき</p> <p>ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき</p> <p>② 砺波市は、以下のいずれかに該当するときは、砺波市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。</p> <p>ア 法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき</p> <p>イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき</p> <p>③ 砺波市は、②の取消しをした時は、農用地利用集積計画のうち法第18条第2項第6号に規定する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を砺波市の公報に掲載することその他所定の手段により、その旨を公告するものとする。</p> <p>④ ③の公告があったときは、②の取消しに係る賃借権又は使用貸借は解除されたものとみなす。</p> <p>また、砺波市農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られない恐れがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業の実施等）の働きかけ等を行う。</p> <p>2 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事項</p> <p>砺波市は、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進める合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行う。</p> <p>また、砺波市、砺波市農業委員会、となみ野農業協同組合は、農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者から委任を受けて農地の貸し付け等を行う農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供や事業の協力等を行うものとする。</p>	<p>法改正に伴い削除</p>
-------------	---	-----------------

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施を促進するための方策

砺波市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない場合に限り、集落の一部を除外できるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項について実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施を促進するための方策

砺波市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない場合に限り、集落の一部を除外できるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項について実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱

様式第 6-1 号の認定申請書を砺波市に提出して、農用地利用規程について砺波市の認定を受けることができる。

② 砺波市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が、認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 砺波市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を砺波市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人または特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）または当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の受託を受けて農用地の利用集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実と見込まれること。定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 8 条に掲げる要件に該当するものに限る。（以下「特定農業団体」という。)) を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人または特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 砺波市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について (5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が (5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が (2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委

様式第 4 号の認定申請書を砺波市に提出して、農用地利用規程について砺波市の認定を受けることができる。

② 砺波市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が、認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 砺波市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を砺波市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人または特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）または当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の受託を受けて農用地の利用集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実と見込まれること。定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 8 条に掲げる要件に該当するものに限る。（以下「特定農業団体」という。)) を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人または特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 砺波市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について (5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が (5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が (2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委

<p>託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等、若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実に認められること。</p> <p>ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人または特定農業団体に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。</p> <p>④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。</p> <p>（7）農用地利用改善団体の勧奨等</p> <p>① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は当該認定団体が行う農用地利用改善事業を実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められた農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。</p> <p>② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。</p> <p>③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。</p> <p>（8）農用地利用改善事業の指導、援助</p> <p>① 砺波市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。</p> <p>② 砺波市は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、砺波農林振興センター、砺波市農業委員会、となみ野農業協同組合、農地中間管理機構（公益社団法人富山県農林水産公社）等の指導、助言を求めてきたときは、砺波市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの</p>	<p>託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等、若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実に認められること。</p> <p>ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人または特定農業団体に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。</p> <p>④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。</p> <p>（7）農用地利用改善団体の勧奨等</p> <p>① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は当該認定団体が行う農用地利用改善事業を実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められた農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。</p> <p>② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。</p> <p>③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。</p> <p>（8）農用地利用改善事業の指導、援助</p> <p>① 砺波市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。</p> <p>② 砺波市は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、砺波農林振興センター、砺波市農業委員会、となみ野農業協同組合、農地中間管理機構（公益社団法人富山県農林水産公社）、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、砺波市担い手育成総合支援協議会との連</p>	<p>法改正に伴い削除</p>
--	--	-----------------

<p>機関・団体の協力が一体となって行われるように努める。</p> <p>3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</p> <p>(1) 農作業の受委託の促進</p> <p>砺波市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。</p> <p>ア となみ野農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進</p> <p>イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成</p> <p>ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発</p> <p>エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化</p> <p>オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進</p> <p>カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定</p> <p>(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等</p> <p>となみ野農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてのあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。</p>	<p>携を図りつつ、これらの機関・団体の協力が一体となって行われるように努める。</p> <p>4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</p> <p>(1) 農作業の受委託の促進</p> <p>砺波市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。</p> <p>ア となみ野農業協同組合及び公益財団法人砺波市農業公社、その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進</p> <p>イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成</p> <p>ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発</p> <p>エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化</p> <p>オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進</p> <p>カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定</p> <p>(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等</p> <p>となみ野農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、公益財団法人砺波市農業公社と連携を取りつつ農作業の受委託について、あっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。</p> <p>5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項</p> <p>砺波市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入しうるように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。</p> <p>また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。</p>	<p>砺波市農業公社解散に伴い削除</p> <p>第4へ移動</p>
---	--	------------------------------------

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6の(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取り組みを重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

ア 受け入れ環境の整備

富山県青年農業者等育成センター（公益社団法人富山県農林水産公社）、砺波農林振興センター、となみ野農業協同組合及び砺波市担い手育成総合支援協議会などと連携しながら、就農相談会を必要に応じ開催し、就農希望者に対し、就農に向けた情報の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携し、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

イ 中長期的な取り組み

生徒・学生が農業に興味、関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取り組みを実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取り組み

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

砺波市担い手育成総合支援協議会が主体となって富山県青年農業者等育成センター（公益社団法人富山県農林水産公社）、とやま農業未来カレッジ、砺波農林振興センター及びとなみ野農業協同組合などと連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等の情報を共有しながら、巡回指導の他、必要に応じ面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、「人・農地プラン」の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

砺波農林振興センターによる砺波地域直売ネットワークの交流の促進、となみ野農業協同組合が運営する直売施設「となみ野の郷」への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の「人・農地プラン」との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事

業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、富山県青年農業者等育成センター（公益社団法人富山県農林水産公社）、砺波農林振興センター、となみ野農業協同組合及び砺波市担い手育成総合支援協議会などが連携しながら担う。

技術や経営ノウハウの習得、就農後の営農指導等フォローアップについては、とやま農業未来カレッジ、砺波農林振興センター及びとなみ野農業協同組合が担う。

また、農地の確保については、砺波市農業委員会や農地中間管理機構（公益社団法人富山県農林水産公社）など、各組織が役割を分担しながら各種取り組みを進める。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

砺波市は、1 から 3 に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 砺波市は、市内のほ場整備事業は完了しているが、幹線用排水路の老朽化による再改修や農道の整備・ほ場の汎用化整備等を促進し、農村環境の整備を図るとともに、堆肥製造プラント施設、野菜・花卉集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 砺波市は、砺波市水田農業ビジョンに基づく積極的な取り組みによって、水稲作、生産調整を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。このような生産調整を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 地域の農業・農村の振興に関する施策を行うに当たっては、農業・農村振興に関する事業導入計画（アクションプログラム）を策定するなど農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

砺波市は、砺波市農業委員会、砺波農林振興センター、となみ野農業協同組合、砺波市土地改良区、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1及び第5で掲げた目標や第2及び第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

砺波市は、1 から 6 に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 砺波市は、市内のほ場整備事業は完了しているが、幹線用排水路の老朽化による再改修や農道の整備・ほ場の汎用化整備等を促進し、農村環境の整備を図るとともに、堆肥製造プラント施設、野菜・花卉集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 砺波市は、砺波市水田農業ビジョンに基づく積極的な取り組みによって、水稲作、生産調整を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。このような生産調整を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 地域の農業・農村の振興に関する施策を行うに当たっては、農業・農村振興に関する事業導入計画（アクションプログラム）を策定するなど農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

砺波市は、砺波市農業委員会、砺波農林振興センター、となみ野農業協同組合、砺波市土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1及び第4で掲げた目標や第2及び第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面

法改正に伴い削除

<p>関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。</p> <p>② 農業委員会等の協力</p> <p>砺波市農業委員会、となみ野農業協同組合及び砺波市土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、砺波市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、砺波市は、このような協力の推進に配慮する。</p> <p>【削除】</p>	<p>行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。</p> <p>② 農業委員会等の協力</p> <p>砺波市農業委員会、となみ野農業協同組合、砺波市土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、砺波市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、砺波市は、このような協力の推進に配慮する。</p> <p>第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項</p> <p>1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項</p> <p>砺波市において農地利用集積円滑化事業を行う者は、地域における認定農業者等担い手の現状、農地事情などに精通した要員を有しており、農地利用集積円滑化事業を適確かつ迅速に実施できる者とする。</p> <p>なお、砺波市は農地利用集積円滑化事業の実施状況を把握するため、農地利用集積円滑化事業を行う者に対し、毎年度、前年度の事業実績及び当該年度の事業実施計画について報告を求めるものとする。</p> <p>2 農地利用集積円滑化事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準</p> <p>農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を実施する区域は、砺波市全域とする。</p> <p>なお、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。</p> <p>3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容</p> <p>農地利用集積円滑化事業を行おうとする者は、農地利用集積円滑化事業規程において以下の事項のうち事業実施に必要な事項を定めなければならない。</p> <p>① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 農用地等の所有者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項</p> <p>イ 農用地等の所有者の委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業に関する事項</p> <p>ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項</p> <p>② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項</p>	<p>法改正に伴い削除</p>
--	--	-----------------

- イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
- ウ 農用地等の管理に関する事項
- エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体、公益社団法人富山県農林水産公社、富山県農業会議、砺波市農業委員会等との連携に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方

農地中間管理機構が農地中間管理事業において農用地等の貸付け等を行う相手方については、認定農業者等に優先して行うものとする。

① 砺波市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う公益社団法人富山県農林水産公社との連携の下に、普及啓蒙活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

② 砺波市は、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地中間管理事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地中間管理事業を進める合意形成が行われるよう、農地中間管理事業に関する普及啓発活動等を行う。

また、砺波市農業再生協議会を構成する組織、団体等では、農家相談窓口、出し手の掘り起し及び交渉、借受予定農用地等の位置や耕作状況・権利関係の確認、借受希望者との交渉、契約締結に係る事務を行い、事業の推進に協力等を行うものとする。

これらを通じ、認定農業者等への農地集積や集約化を推進するものとする。

(3) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業において農用地等の貸付け等を行う相手方については、認定農業者等に優先して行うものとする。

(4) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

農地利用集積円滑化団体が(1)の①により農用地等の所有者から委任を受け、その者を代理して行うことができる事務については、次に掲げるものとする。

- ① 農用地等の貸付け等の相手方の選定
- ② 農用地等の貸付け等の相手方との貸付け等に関する条件の協議及び調整
- ③ 農用地等の貸付け等の相手方との貸付け等の契約の締結、変更、更新及び解除、農地法第3条第1項の許可の申請並びに法第18条第1項に規定する農用地利用集積計画の同意
- ④ その他農地所有者代理事業の円滑な実施のために必要な事項

なお、農地所有者代理事業を実施するに当たっては、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、当該委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定しないこと。

また、委任事務の範囲は上記事項を基本とするが、詳細については農地所有者と農地利用集積円滑化団体との間で締結する利用権設定等委任契約にて取り決めること。

(5) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、受渡しの対価の設定等の基準

農地利用集積円滑化団体が(1)の②により農用地等の買入れ及び売渡しを行う場合の買入価格及び売渡価格(受渡しの対価)については、次に掲げる方法により定めるものとする。

- ① 農用地等の買入価格は、土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(転用するために農用地を売却した者が、その農用地に代わるべき農用地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価格に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を勘案した上で定める。
- ② 農用地等の売渡価格は、原則としてその取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額(当該農用地等につき土地改良事業が行われた場合には、当該事業に要した経費のうち農地利用集積円滑化団体が負担した額を加えた額)を基準とし、当該農用地等につき①により算定される額を勘案して定める。
- ③ 農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により砺波市農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定める。

(6) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

- ① 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、県、砺波市、砺波市農業委員会、他の農地利用集積円滑化団体、公益社団法人富山県農林水産公社、富山県農業会議、富山県農業協同組合中央会、となみ野農業協同組合、砺波市土地改良区、砺波農林振興センター、株式会社日本政策金融公庫、砺波市農業再生協議会及び砺波市担い手育成総合支援協議会等の関係機関等と十分に連絡及び調整を図るものとする。
- ② 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、公益社団法人富山県農林水産公社が行う農地中間管理事業、砺波市が行う農業経営基盤強化促進事業その他農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。

(7) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

砺波市は、農地利用集積円滑化事業規程を承認するに当たっては、農地利用集積円滑化事業を行おうとする者の人的構成、財政基盤等の状況を踏まえ、法令の基準に照らして判断する。

なお、複数の者から承認の申請があった場合には、書面による審査のほかに申請者から農地利用集積円滑化事業の実施方針等を聴き取って判断する。

- ① 砺波市に農地利用集積円滑化事業規程の承認を申請する際には、次に掲げる書面を提出しなければならない。

ア 農地利用集積円滑化事業規程

イ 法第4条第3項第1号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人にあつては、定款
ウ 法第4条第3項第2号に掲げる者にあつては、定款又は規約

② 砺波市は、次に掲げる基準をすべて満たす場合に農地利用集積円滑化事業規程を承認する。

- ア 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、基本構想に適合するものであること。
- イ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
- ウ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、法第12条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
- エ 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。
- オ 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあつたときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されているものであること。
- カ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。
- キ エからカに掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
- ク 農地利用集積円滑化事業を行おうとする者が、農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構（公益社団法人富山県農林水産公社）、富山県農業会議、砺波市農業委員会等との適切な連携が図られると認められるものであること。
- ケ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設が次に掲げるものと定められていること。
 - (ア) 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設
 - (イ) 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設
 - (ウ) たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く）の用に供する施設
 - (エ) 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
- コ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、ケの（ア）から（エ）に掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものと定められていること。

③ 砺波市が農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について承認をしようとする場合には、あらかじめ、砺波市農業委員会の決定を経る。

④ 砺波市は、農地利用集積円滑化事業規程の承認を行った場合は、遅延なく、その旨並びに当該承認に係る事業の種類及び事業実施地域を砺波市の掲示板への掲示により公告する。

なお、承認の申請を行った農地利用集積円滑化団体に対して次に掲げる事項を記載した承認書を交付する。

ア 農地利用集積円滑化事業を行う者の名称及び住所

イ 農地利用集積円滑化事業の実施地域

ウ 農地利用集積円滑化事業の種類

エ その他必要な事項

⑤ 農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認については②から④までを準用し、廃止の承認については③及び④を準用する。

(8) 農地利用集積円滑化団体からの報告徴収等

① 砺波市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関して必要な報告を求める。

② 農地利用集積円滑化団体から報告徴収した内容が次に掲げる事項に該当するなど、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認められる場合は、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命じる。

ア 農地利用集積円滑化団体としての事業活動が停滞している場合

イ 事業年度を通じて事業の実績が極めて少ない場合

ウ 正当な理由なく農用地等の所有者からの委任の申込みに応じない場合、農用地の買入価格又は売渡価格が不当に高い場合、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が希望するにもかかわらず貸付け等に応じない場合等、農地利用集積円滑化事業規程に則して事業を実施していないと認められる場合

エ その他農地利用集積円滑化事業の実施を通じて農業経営基盤の強化を図っていくことができないと認められる場合

(9) 農地利用集積円滑化事業規程の承認の取消し

砺波市は、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には農地利用集積円滑化事業規程の承認を取り消す。

① 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人等でなくなったとき。

② (8)の①による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

③ (8)の②による命令に違反したとき。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成17年5月11日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年8月21日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成19年9月20日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月 日から施行する。

【削除】

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成17年5月11日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年8月21日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成19年9月20日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

別紙1（第5の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イ及びハに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための

施行日の記述

法改正に伴い削除

利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人は又は農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
1 存続期間は3年、5年（農地中間管理機構を活用する場合は5年以上（機構集積協力金による支援を受ける場合は、その要件を満たす期間とする。）、農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発する上でその効用を発揮する上で適切と認められる一定の期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目	1 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画におい

<p>の通常の栽培期間からみて3年、5年、10年とすることが相当でないと認められる場合には、3年、5年、10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>		<p>ては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき砺波市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
---	--	--	--

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合において、Iの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。